



個人情報保護管理規程 別表 2 の改定について

令和 3 年 10 月 20 日に、個人情報保護管理規程 別表 2 の改定について近畿厚生局に届出を行いましたので、健康保険法施行令第 3 条の 2 及び健康保険法施行規則第 15 条の規定により公告いたします。

なお、この規程改定は、個人情報保護管理規程で示している個人情報の利用目的に、令和 3 年 10 月より本格運用されるオンライン資格確認に伴う、レセプト振替機能の導入と他機関からの特定健診データの受領を追加するものです。

記

個人情報保護管理規程 別表 2	
新	旧
1～3 略 4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的 【健保組合等の内部での利用に係る事例】 ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】 ・レセプトデータの内容点検・審査の委託 ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託 <u>【審査支払機関への情報提供を伴う事例】</u> ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供 ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供 5～7 略 8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的 【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】 ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録 <u>【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】</u> ・特定健診データ 附 則 この規程は、令和 3 年 10 月 20 日から施行する。	1～3 略 4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的 【健保組合等の内部での利用に係る事例】 ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】 ・レセプトデータの内容点検・審査の委託 ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託 5～7 略 8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的 【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】 ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

以上